

指名停止措置の概要

1 指名停止措置事業者

事業者の名称	本社の所在地
パナソニック産機システムズ株式会社	東京都墨田区押上 1-1-2
パナソニック環境エンジニアリング株式会社	大阪府吹田市垂水町 3-28-33

2 指名停止措置期間

令和7年4月29日から令和7年5月28日まで（1か月）

3 指名停止の内容

日光市が発注する建設工事等

4 事実概要

当該業者は、共に、資格要件を満たさない者を主任技術者として工事現場に配置していたとして、令和7年1月31日、国土交通省から建設業法に基づく監督処分（営業の停止命令）を受けた。

5 指名停止措置理由

資格要件を満たさない者を主任技術者として工事現場に配置していたとして、国土交通省から建設業法に基づく監督処分を受けたことは、日光市建設工事等指名停止措置要綱第2条第1項別表第10項第2号（建設業法違反行為）の措置要件に該当する。

[日光市建設工事等指名停止措置要綱第2条第1項別表第10項第2号]

措置要件		期間
10 建設業 法違反行為	(1) 市発注工事に関し、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から、 2月以上9月以内
	(2) 建設業法の規定に違反し、契約の相手方として不適切であると認められるとき（前号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から、 1月以上9月以内

問合わせ先

栃木県日光市今市本町1番地
日光市役所 財務部 契約検査課 契約係
電話：0288-21-5134